

組合員提出書類確認票（個人毎）

A～Qの区分に応じ右番号順に提出書類を整理し、各人毎にこの「確認票」の下に左上留めで提出		異動前の所属所		任 継		異動後の所属所																
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20							
数字は福利厚生ハンドブック様式ページ⇒ (様) 2-		組合員異動報告書(所属所が作成)	組合員転出届書	組合員証の返却(青森支部交付)	被扶養者証の返却	高年齢受給者証の返却	任意継続組合員申出書	組合員異動報告書(所属所が作成)	辞令等の写し	勤務実績証明書	雇用条件等通知書(勤務時間が確認できる書類)	任用継続見込み込報告書	組合員異動報告書(他支部から)	組合員資格取得届(互助会加入申込)書	組合員転入届書	年金加入期間等報告書	履歴書の写し	預金通帳の写し	組合員証等の提出	被扶養者認定申告書及び添付書類		
チェック欄	所属所名																					
	職 名																					
	組合員証番号																					
	氏 名																					
① ：事務担当が組合員の資格得喪について所属所分をとりまとめて記入 ② ：事務担当が臨時講師等の所属所分をとりまとめて記入 ◎：必須 △：該当者のみ ▲：互助会加入希望者のみ （記入についてはハンドブック記入例参考）																						
		1. 退職及び任期満了（再任用終了含む）（A・Bの該当欄にチェック）																				
		A	退職及び任期満了（退職後に任意継続組合員となる者も含む）	①	-	◎	△	△	※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	※1
		B	死亡	①	-	◎	△	△	-	ハンドブック「回 死亡」を併せてご覧ください。												
		2. 転出・転入者（C～Fの該当欄にチェック）																				
C	転出：他支部(他県の公立学校共済組合)へ ⇒組合員証は本人が他支部の所属所へ提出	①	◎	転出先へ提出		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
D	転出：他共済組合(地方職員、市町村職員等)へ	①	◎	◎	△	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
E	転入：他支部から	①	-	-	-	-	-	◎	-	▲	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	※2	△	
F	転入：他共済組合から	①	-	-	-	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	※3	△
3. 採用者（G～Mの該当欄にチェック）																						
G	正職員として採用	①	◎	-	-	-	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	△		
H	臨時講師から引き続き本採用（正職員として採用）	①	◎	-	-	-	-	▲	-	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	-	△		
I	任期付職員として採用	①	◎	-	-	-	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	△		
J	臨時的任用職員及び非常勤職員として採用	①	◎	-	-	-	-	◎	-	-	-	◎	-	-	◎	-	-	-	-	△		
K	会計年度任用職員(フルタイム・パートタイム)として採用	①	◎	-	◎	-	-	◎	-	-	-	◎	-	-	◎	-	-	-	-	△		
L	会計年度任用職員(フルタイム)で12月を超えた者	①	◎	◎	◎	-	-	▲	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	△		
M	産休代替の者で、2カ月以上の勤務を見込む者	①	◎	-	-	◎	-	◎	-	-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	△		
4. 正職員及び再任用から、引き続き臨時講師（N・Oの該当欄にチェック）																						
N	小・中学校⇒小・中学校 / 県立等⇒小・中学校	②	◎	【現行の組合員証を使用】		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△		
O	小・中学校⇒県立等 / 県立等⇒県立等	②	◎	【組合員証番号変更】		※4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△		
5. 臨時講師、非常勤職員等の所属所間の異動(正職員以外)（P・Qの該当欄にチェック）																						
P	小・中学校⇒県立等	②	◎	【組合員証番号変更】		※4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△		
Q	小・中学校⇒小・中学校 / 県立等⇒小・中学校 / 県立等⇒県立等	②	◎	【現行の組合員証を使用】		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△		

※1 加入希望者のみ提出してください。（被扶養者となる者がいる場合は、併せて手続きをしてください。）
 ※2 他支部の組合員証を青森支部へ提出ください。（転出先の支部で回収することになっています。）
 ※3 転出先共済組合から、当共済組合が交付していた組合員証等の写しを求められる場合がありますので、当共済組合へ返却する前にコピーを保管しておいてください。
 ※4 組合員証番号が変更となります。なお、旧組合員証等は新しい組合員証が届いてから②に添付し、異動後の所属所から返却ください。